

天童市いじめ防止基本方針（改定案）概要

I いじめ問題に対する基本的な考え方(P2～)

- かけがえのない存在である子供一人一人が、「いのち」を大切に、心豊かにたくましく成長することができるように、学校・家庭・地域等が連携し、自他の「生命」の尊さと人間としての「生き方」をしっかりと教えていくことが大切である。
- いじめを背景として子供の生命や心身に重大な危険を及ぼす事案が発生する可能性はどこにでもありうるという危機意識をもち、子供を見守る大人が、それぞれの役割と責任を自覚して行動することによって、「いじめは絶対しない、絶対させない」という態度を育成するとともに、いじめの「未然防止」「早期発見・解決」に組織的に取り組む必要がある。

いじめの防止等の対策について、学校、保護者、地域及び関係機関がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力しながら、より実効的に進めるため、以下の取組を定める。

- (1) 天童市・市教育委員会や学校における組織体制の整備
- (2) いじめへの組織的な対応
- (3) インターネット上のいじめへの対応
- (4) 教育的諸課題等から特に配慮が必要な児童生徒について
- (5) 重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用
- (6) 点検・評価と不断の見直し

II いじめの防止等の基本的施策 ～ 学校・家庭・地域等と連携した組織的対応 ～ (P10～)

未然防止の取組	早期発見の取組	いじめへの適切な対応
<p>～防止に対する意識の共有と高揚～</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇PTA組織を生かした取組の推進 ・学校、家庭、地域の連携や情報共有 ・家庭教育での取組による意識啓発 ◇きめ細かな教育の推進 ・学級集団アセスメントや特別支援教育の視点を生かした児童生徒理解と学級経営の充実 ◇望ましい集団の育成と人間関係の構築 ◇道徳教育及び「いのち」の教育の推進 ◇児童生徒の主体的な活動の推進 ◇教員等の資質・能力の向上 	<p>～連携による多面的な実態把握～</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇体制整備と組織的な対応 ・教職員間による情報共有と組織対応 ・学校、家庭、地域間の情報ネットワークの構築、強化 ◇相談しやすい環境づくり ・きめ細かな教育による信頼関係強化 ・相談のきっかけや窓口の多様な提供 ・児童生徒の洞察及び共有 ◇アンケート及び面談等の実施 ◇児童生徒を中心とした自主的な取組 ・いじめに係る意識の向上、共有 	<p>～迅速、的確、丁寧な組織的対応～</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇いじめの認知（予断のない積極的認知） ◇校内組織への報告及び指示・指導 ①正確な実態把握 ↓（情報の記録化と共有） ②指導体制・方針の確認 ↓（心身の安全確保の徹底） ③児童生徒への指導・支援 ↓（保護者との連携） ④継続した指導・支援 （集団への指導、継続観察） ◇いじめの解消（目安期間） ◇事後観察と見守り継続による再発防止 ◇市教委、関係機関との連携による支援

III インターネット上のいじめへの対応 ～ネットの特徴及び動向を捉えた取組及び連携した対応～(P23～)

- ◇いじめの実態を知る：インターネットいじめの類型（掲示板、SNS等）
- ◇いじめの未然防止：情報モラル指導、家庭・地域・PTAとの連携
- ◇早期発見・早期対応：サインのキャッチ、相談体制の整備、関係機関との連携

IV 教育的諸課題等から特に配慮が必要な児童生徒について～特性を踏まえた適切な支援と保護者との連携～(P30～)

- ◇発達障がいを含む障がいのある児童生徒 ・障がいの特性への共通理解 ・個別的教育支援計画
- ◇海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒 ・言語や文化の違いへの理解と尊重 ・集団の課題として共有
- ◇性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒 ・教員への正しい理解の促進 ・研修会等での情報収集
- ◇被災児童生徒 ・不安感への理解と心のケア ・放射線や原発に対する正しい知識の伝達

V 重大事態への対応 ～迅速かつ適切な対応及び再発防止～(P32～)

重大事態発生	重大事態への基本的な姿勢
<ul style="list-style-type: none"> ◇事態発生または疑いの報告（学校→教育委員会→市長） ◇教育委員会又は学校による調査 いじめ問題専門委員会又は校内組織による事実関係の調査 ◇必要な指導及び支援の実施 事後の継続した指導・支援の確実な実施 ◇再発防止への取組 ◇調査結果等情報の適切な提供及び報告 ◇必要に応じた市長による再調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめを前提とした姿勢で事実に向き合う ・予断を許さず客観的な事実関係を明確にする ・迅速かつ計画的な調査を行う ・児童生徒及び保護者の理解を得ながら対応する ・プライバシーへの配慮と情報を適宜提供する

VI 点検・評価及び基本方針の見直し・検討について ～多面的な点検・評価と不断の見直し～(P39～)

